

労働関係調整法

第一章 総則

第一条 この法律は、労働組合法と相俟つて、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、又は解決して、産業の和平を維持し、もつて経済の興隆に寄与することを目的とする。

第二条 労働関係の当事者は、互に労働関係を適正化するやうに、労働協約中に、常に労働関係の調整を図るための正規の機関の設置及びその運営に関する事項を定めるやうに、且つ労働争議が発生したときは、誠意をもつて自主的にこれを解決するやうに、特に努力しなければならない。

第三条 政府は、労働関係に関する主張が一致しない場合に、労働関係の当事者が、これを自主的に調整することに對し助力を与へ、これによつて争議行為をできるだけ防止することに努めなければならぬ。

第四条 この法律は、労働関係の当事者が、直接の協議又は団体交渉によつて、労働条件その他労働関係に関する事項を定め、又は労働関係に関する主張の不一致を調整することを妨げるものでないとともに、又、労働関係の当事者がかかる努力をする責務を免除するものではない。

第五条 この法律によつて労働関係の調整をなす場合には、当事者及び労働委員会その他の関係機関は、できるだけ適宜の方針を講じて、事件の迅速な処理を図らなければならない。

第六条 この法律において労働争議とは、労働關係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのためには争議行為が発生してゐる状態又は発生する虞がある状態をいふ。

第七条 この法律において争議行為とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに対抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

第八条 この法律において公益事業とは、次に掲げる事業であつて、公衆の日常生活に欠くことができないものをいう。

一 運輸事業
二 郵便、信書便又は電気通信の事業
三 水道、電気又はガスの供給の事業
四 医療又は公衆衛生の事業

内閣総理大臣は、前項の事業の外、国会の承認を経て、業務の停廻が国民経済を著しく阻害

し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

内閣総理大臣は、前項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を、官報に告示するの外、新聞、ラヂオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第八条の二 中央労働委員会及び都道府県労働委員会に、その行う労働争議の調停又は仲裁に参与させるため、中央労働委員会にあつては厚生労働大臣が、都道府県労働委員会にあつては都道府県知事がそれぞれ特別調整委員を置くことができる。

中央労働委員会に置かれる特別調整委員は、厚生労働大臣が、都道府県労働委員会に置かれる特別調整委員は、都道府県知事が任命する。使用者団体の推薦に基づいて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基づいて、公益を代表する者は当該労働委員会の使用者を代表する委員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する行政執行法人担当使用者委員（次条において「行政執行法人担当使用者委員」といいう。）を除く。）及び労働者を代表する委員（同法第二十五条に規定する行政執行法人担当労働者委員（次条において「行政執行法人担当労働者委員」という。）を除く。）の同意を得て、任命されるものとする。

特別調整委員は、政令で定めるところにより、その職務を行ふために要する費用の弁償を受けることができる。

特別調整委員に関する事項は、この法律に定められた。

第八条の三 中央労働委員会が第十条のあつせん員候補者の委嘱及びその名簿の作成、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これら的事務の処理には、使用者を代表する委員のうち行政執行法人担当労働者を代表する委員（第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」といいう。）、労働者を代表する委員のうち行政執行法人担当労働者以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当労働者委員」とい

う。）並びに公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する十人の委員及び会長（第二十一条第一項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。）のみが参与する。

この場合において、中央労働委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

第九条 争議行為が発生したときは、その当事者は、直ちにその旨を労働委員会又は都道府県知事に届け出なければならない。

第二章 幹旋

労働委員会は、幹旋員候補者を委嘱し、その名簿を作製して置かなければならぬ。

第十一条 幹旋員候補者は、学識経験を有する者で、この章の規定に基いて労働争議の解決につき援助を与へることができる者でなければならぬが、その労働委員会の管轄区域内に住んでゐる者でなくとも差し支へない。

第十二条 労働争議が発生したときは、労働委員会の会長は、關係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基いて、幹旋員名簿に記されたる者の中から、幹旋員を指名しなければならない。但し、労働委員会の同意を得れば、幹旋員名簿に記されてゐない者を臨時の幹旋員に委嘱することができる。

労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、關係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基づいて、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適當でないと認められる場合は、この限りでない。

第十三条 幹旋員は、關係当事者間を斡旋し、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるやうに努めなければならない。

第十四条 幹旋員は、自分の手では事件が解決される見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要点を労働委員会に報告しなければならない。

第十九条 労働委員会による労働争議の調停は、使用者を代表する調停委員、労働者を代表する調停委員及び公益を代表する調停委員から成る。

第二十条 調停委員会の、使用者を代表する調停委員と労働者を代表する調停委員とは、同数でなければならぬ。

第二十一条 使用者を代表する調停委員は労働委員会の使用者を代表する委員（中央労働委員会にあつては、一般企業担当使用者委員）又は特別調整委員のうちから、労働者を代表する調停委員は労働委員会の労働者を代表する委員（中央労働委員会にあつては、一般企業担当労働者委員）又は特別調整委員のうちから、公益を代表する調停委員は労働委員会の公益を代表する委員（中央労働委員会にあつては、一般企業担当公益委員）又は特別調整委員のうちから、同条

斡旋方法によつて、事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第三章 調停

労働組合法第二十条の規定による労働委員会による労働争議の調停は、この章の定めるとところによる。

第十七条 労働組合法第二十条の規定による労働委員会による労働争議の調停は、この章の定めるとところによる。

第十八条 労働委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、調停を行う。

一 関係当事者の双方から、労働委員会に対して、調停の申請がなされたとき。
二 関係当事者の双方又は一方から、労働協約の定めに基づいて、労働委員会に対して調停の申請がなされたとき。

三 公益事業に関する事件につき、労働委員会の一方から、労働委員会に対して、調停の申請がなされたとき。

四 公益事業に関する事件につき、労働委員会が職権に基づいて、調停を行う必要があると決議したとき。

五 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

六 公益事業に関する事件につき、労働委員会が職権に基づいて、調停を行ふ必要があると決議したとき。

七 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

八 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

九 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

十 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

十一 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

十二 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

十三 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

十四 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

十五 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

十六 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

十七 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

十八 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

十九 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

二十 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

二十一 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

第二十二条 調停委員会に、委員長を置く。委員長は、調停委員会で、公益を代表する調停委員の中から、これを選挙する。

第二十三条 調停委員会は、委員長がこれを招集し、その議事は、出席者の過半数でこれを決する。

調停委員会は、使用者を代表する調停委員及び労働者を代表する調停委員が出席しなければ、会議を開くことはできない。

第二十四条 調停委員会は、期日を定めて、関係当事者の出頭を求め、その意見を徴さなければならぬ。

第二十五条 調停をなす場合には、調停委員会は、関係当事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。

第二十六条 調停委員会は、調停案を作成して、これを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができる。この場合必要があるときは、新聞又はラヂオによる協力を請求することができる。

前項の調停案が関係当事者の双方により受け取られた後、その調停案の解釈又は履行について意見の不一致が生じたときは、関係当事者は、その調停案を提示した調停委員会にその解釈又は履行に関する見解を明らかにすることを申請しなければならない。

前項の調停委員会は、前項の申請があつた日から十五日以内に、関係当事者に対しても、申請があつた事項について解釈又は履行に関する見解を示さなければならぬ。

前項の解釈又は履行に関する見解が示されるまでは、関係当事者は、当該調停案の解釈又は履行に関して争議行為をなすことができない。但し、前項の期間が経過したときは、この限りでない。

第二十七条 公益事業に関する事件の調停については、特に迅速に処理するために、必要な優先的取扱がなされなければならない。

第二十八条 この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の調停方法によつて事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第四章 仲裁

第二十九条 労働組合法第二十条の規定による労働委員会による労働争議の仲裁は、この章の定めるとところによる。

第三十条 労働委員会は、左の各号の一に該当する場合に、仲裁を行ふ。

一 関係当事者の双方から、労働委員会に対し一方から、労働委員会に対して、仲裁の申請をなさなければならない旨の定がある場合に、その定に基いて、関係当事者の双方又は一方から、労働委員会に対する仲裁の申請がなされたとき。

二 労働協約に、労働委員会による仲裁の申請をなさなければならぬとされたとき。

三 労働委員会による仲裁の仲裁の仲裁の仲裁をなさなければならぬとされたとき。

四 仲裁の申請がなされたとき。

五 仲裁の申請がなされたとき。

六 仲裁の申請がなされたとき。

七 仲裁の申請がなされたとき。

八 仲裁の申請がなされたとき。

九 仲裁の申請がなされたとき。

十 仲裁の申請がなされたとき。

十一 仲裁の申請がなされたとき。

十二 仲裁の申請がなされたとき。

十三 仲裁の申請がなされたとき。

十四 仲裁の申請がなされたとき。

十五 仲裁の申請がなされたとき。

十六 仲裁の申請がなされたとき。

第三十五条 第二章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の中止されたときには、あらかじめ中央労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

第三十六条 緊急調整の決定があつた公益事業に関するものであるため、又はその規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは、国民の日常生活を著しく悪くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存するときに限り、緊急調整の決定をすることができる。

第三十七条 この章の規定は、労働争議の当事者が、争議行為をするには、その争議行為をしておらずとする日の少なくとも十日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

第三十八条 緊急調整の決定をなした旨の公表があつたときは、関係当事者は、公表の日から五日間は、争議行為をなすことができない。

第三十九条 第三十七条の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを十万円以下の罰金に処する。

前項の規定は、そのものが、法人であるときは、直ちに、理由を附してその旨を公表するとともに、中央労働委員会及び関係当事者に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会の意見を聴かなければならぬ。

内閣総理大臣は、前項の決定をしたときは、直ちに、理由を附してその旨を公表するとともに、中央労働委員会及び関係当事者に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、その事件を受けたときは、その事件を解決するため、最大限の努力を尽さなければならない。

中央労働委員会は、前項の任務を遂行するため、その事件について、左の各号に掲げる措置を講ずることができる。

一 軽旋を行ふこと。

二 調停を行ふこと。

三 仲裁を行ふこと（第三十条各号に該当する場合に限る）。

四 事件の実情を調査し、及び公表すること。

五 解決のため必要と認める措置をとるべきことを勧告すること。

六 前項第二号の調停は、第十八条各号に該当しない場合であつても、これを行ふことができない。

前項第二号の調停は、第十八条各号に該当しない場合であつても、これを行ふことができない。

前項第二号の調停は、他のすべての事件に優先してこれを処理しなければならない。

第五章 爭議行為の制限禁止等

第三十七条 公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしておらずとする日の少なくとも十日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

第三十八条 緊急調整の決定があつた公益事業に関するものであるため、又はその規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは、国民の日常生活を著しく悪くする虞があると認める事件について、その虞が現実に存在するときに限り、緊急調整の決定をすることができる。

第三十九条 第三十七条の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを十万円以下の罰金に処する。

前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役、執行役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない団体であるときは、代表者その他の業務を執行する役員にこれを十万円以下の罰金に処する。

前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役、執行役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない使用者又は労働者の組合、争議団等の団体であつて解散したものに、第一項の規定を適用するについては、その団体は、なほ存続するものとみなす。

前項の規定は、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを二十万円以下の罰金に処する。

前項第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において同条第三項中「十万元」とあるのは、「二十万元」と読み替へるものとする。

前項の規定は、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを二十万円以下の罰金に処する。

第二条 労働争議調停法は、これを廃止する。	附 則（昭和二四年六月一日法律第一七五号）抄
1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定める。	（施行期日）抄
1 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない期間内において、政令で定める日から施行する。	（施行期日）抄
1 この法律は、昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄	（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。	（昭和三七年十月一日法律第一六一号）抄
2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政府の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。	（施行期日）抄
3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という）。については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という）。又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。	（施行期日）抄
4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。	（施行期日）抄
5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。	（施行期日）抄
6 この法律による改正前の規定により訴願等をすることはできるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。	（施行期日）抄

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。（経過措置）	附 則（昭和五六年四月一日法律第一八五号）抄
第二十一条 この法律の施行前にこの法律による改正に係る国の機関に対してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国機関に対しても申請等とみなす。	（施行期日）抄
2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働組合法、労働関係調整法又は国営企業労働関係法の規定により中央労働委員会又は国営企業労働委員会に対する申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定により中央労働委員会に対する手続とみなす。	（施行期日）抄
第三十四条第二項の改正規定、第二十五条中労働組合法第十九条の三、第十九条の七及び第九条の十二第四項の改正規定並びに第十九条の十三第四項の改正規定（六人）を（七人）に改める部分に限る。）並びに次条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、別に法律で定める日から施行する。	（施行期日）抄
第五条 この法律の施行前にこの法律による改正前の労働組合法、労働関係調整法又は国営企業労働関係法の規定により中央労働委員会又は国営企業労働委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定により中央労働委員会がした処分その他の行為とみなす。	（施行期日）抄

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。（経過措置）	附 則（昭和五九年五月八日法律第二五号）抄
第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に對してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対しとした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対しとした申請等とみなす。	（施行期日）抄
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第一項（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	（施行期日）抄
三 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第一項（別に定める経過措置）	（施行期日）抄
四 附則（平成一四年五月二九日法律第四〇二号）抄	（施行期日）抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	附 則（平成一四年五月二九日法律第四〇二号）抄
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	（施行期日）抄
第二十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。	（施行期日）抄
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。（経過措置）	（施行期日）抄
第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に對してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規	（施行期日）抄

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第二条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。）

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合は、なお従前の例による。）

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものの訴えの提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。